

令和6年9月30日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第67号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・国土交通省令第4号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第30号）については、令和6年7月26日に公布され、自動車の最高速度に関する改正は令和8年9月1日から、横断歩道等に関する改正は公布の日から、それぞれ施行されることとなった。

その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

- 「法」 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「改正令」 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）
- 「令」 : 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 「旧令」 : 改正令による改正前の道路交通法施行令
- 「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第67号）
- 「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 「改正標識令」 : 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・国土交通省令第4号）
- 「標識令」 : 改正標識令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）

第1 横断歩道等を表示する道路標識の設置に係る改正について（令第1条の2関係）

1 改正の背景及び目的

各種交通規制を表示する道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）については、一般の歩行者や運転者から見やすいように、かつ必要な数を設置することとされている。

この点、令第1条の2第3項の規定により、信号機が設置されていない場所に横断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」という。）を設けるときは、原則として道路標識及び道路標示を設置しなければならないところ、簡潔明瞭な道路標識等の設置を実現するため、同項の例外として、一定の要件に該当する場合については、一部の道路標識を設置しないことができることとした。これにより、道路標識の見やすさの向上に加え、横断歩道等の整備及び更新に係る費用の合理化並びに施工の迅速化を図ることができ、更なる交通の安全の確保が期待される。

2 設置しないことができることとなる道路標識

(1) 交差点の全ての入口に横断歩道が設けられることとなる場合（令第1条の2第4項第1号）

交差点の全ての入口又はその直近に横断歩道が設けられる場合、車両等は、

必ず当該交差点において初めに横断歩道を通過する際にそれに対応した道路標識を視認した後に、二つ目の横断歩道を通過することとなるため、二つ目の横断歩道（自転車横断帯が併設されている場合を含む。）にのみ対応した道路標識は、その設置を不要とすることを許容することとした。

今般の改正は、改正前の「交通規制基準」（令和6年4月1日付け規発第431号別添）において、道路標識の省略が許容されるものと示達してきた本号のような場合について、令において確認的に明示することとしたものである。

なお、交差点の一部の道路の入口に横断歩道が設けられていない場所においては、本号に該当せず、横断歩道が設けられていない道路から通行してくる車両等に対して道路標識を設置する必要があることから、道路標識の省略は許容されないことに留意すること。

(2) 道路標識により車両等が一時停止すべきこととなる場合（令第1条の2第4項第2号）

道路標識により車両等が一時停止すべきこととされる場所の直後に横断歩道等が設けられる場合には、車両等は一時停止し、その進路の前方に係る安全確認を行った後に当該横断歩道等を通過することとなることから、当該場合については、当該車両等に対面する横断歩道等を表示する道路標識の設置を不要とすることを許容することとした。

3 施行期日

本件改正は、公布の日から施行することとした。

第2 横断歩道及び斜め横断可を表示する道路標示の様式に係る改正について（標識令別表第6関係）

1 改正の背景及び目的

横断歩行者の安全を確保するため、車両等の通行を避けて白線を配置することにより横断歩道を表示する道路標示の耐久性を向上させるとともに、横断歩道及び斜め横断可を表示する道路標示の整備及び更新に係る費用を合理化する観点から、これらの道路標示の白線の設置間隔を拡大することを許容することとした。

2 改正の内容

指示標示「横断歩道（201）」及び「斜め横断可（201の2）」のうち対角線方向に縞模様の白線を設ける場合の様式について、白線の設置間隔を45cm～90cmから選択可能とすることとした。

なお、上記の指示標示の様式のうち、縞模様に側線を付した様式は削除することとした。

3 施行期日

本件改正は、公布の日から施行することとした。

第3 自動車の最高速度に係る改正について（令第11条及び第12条並びに府令第5条の6の3関係）

1 改正の背景及び目的

法第22条第1項において、車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度をこえる速度で進行してはならないものとされ、その他の道路における最高速度（以下「法定速度」という。）については、政令に委任されており、その委任を受けた旧令第11条の規定により、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路（以下「一般道路」という。）を通行する場合の法定速度については、自動車にあつては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては30キロメートル毎時と規定されている。

しかしながら、現下の交通事故発生状況等に鑑み、幅員の狭い一般道路について自動車が通行する際の速度を抑制することにより、安全対策を更に強化する必要がある中、幅員の狭い一般道路全てにおいて最高速度規制を実施することは現実的ではないことから、こうした一般道路に係る道路標識等によらない新たな法定速度を定めることで安全対策を更に強化することとした。具体的には、自動車が一般道路を通行する場合の法定速度を60キロメートル毎時と30キロメートル毎時の2つに分けることとした。

2 法定速度が60キロメートル毎時となる道路

60キロメートル毎時の法定速度が適切な道路については、自動車はその進路を変えることなく併走し、又は対向して通行することができる程度の幅員を持つ道路であると考えられるところ、そのような道路について、以下のとおり規定することとした。

(1) 高速自動車国道（道路の構造上往復の方向別に分離された本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線を除く。）

ここにいう高速自動車国道とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道のうち、本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の部分のことを指す。

具体的には、高速自動車国道の本線車道とそれ以外の道路を接続するインターチェンジや料金所周辺の道路、令第27条の2に規定する構造上分離されてい

ない本線車道並びに当該本線車道に接する加速車線及び減速車線等が該当する。

(2) 自動車専用道路

自動車専用道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路を指す。

(3) 道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

ここにいう道路標識等による中央線とは、都道府県公安委員会が設置する指示標示「中央線」を指すが、標識令第7条の規定により、道路管理者が設置する区画線「車道中央線」についても、当該指示標示とみなされることとなる。

(4) 道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

道路の構造とは、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第2条第10号に規定する中央帯（道路法上の道路以外の道路に設置されている類似の道路構造を含む。）、軌道敷、構造令第2条第17号に規定する交通島（道路法上の道路以外の道路に設置されている類似の道路構造を含む。）、中央帯には該当しない壁、橋等のことを指す。

柵その他の内閣府令で定める工作物とは、府令第5条の6の3に規定する工作物のことであり、具体的には、ワイヤーロープや防護柵をはじめとした道路上の柵又は駒止め、ラバーポールに代表される棒状の工作物その他の工作物で、自動車が当該工作物が設置された道路の部分から右の部分にはみ出して通行することのないように設置されているもののことを指す。

したがって、ここでいう一般道路とは、上記の道路の構造又は工作物により、自動車の通行が上下線別に分離されている一般道路のことを指す。

3 法定速度が30キロメートル毎時となる道路

令第11条第1号に掲げる一般道路（前記2に掲げる一般道路）以外の一般道路をその対象とした。

4 令第12条第1項の改正

自動車（内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。以下本項において同じ。）が、他の車両を牽引^{けん}して道路を通行する場合（牽引^{けん}するための構造及び装置を有する自動車によって牽引^{けん}されるための構造及び装置を有する車両を牽引^{けん}する場合を除く。）であって、令第11条第2号に掲げる一般道路（前記3の一般道路）を通行する場合には、その法定速度を30キロメートル毎時とすることとした。

5 施行期日

今回の最高速度の見直しに伴い、交通実態に即した最高速度規制の実施等の施行準備や国民に向けた広報に要する時間を考慮し、本件改正は、令和8年9月1日から施行することとした。

(参考資料)

- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第67号）の官報の写し
- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・国土交通省令第4号）の官報の写し
- 交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第30号）の官報の写し

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（警察庁）

1 横断歩道等の設置方法に係る規定の整備

都道府県公安委員会が横断歩道又は自転車横断帯を設ける場合において、一定の要件に該当するときは、一部の道路標識を設置しないことができることとした。（第一条の二関係）

2 自動車の最高速度に係る規定の整備

(一) 自動車が一定の要件に該当する一般道路を通行する場合の最高速度を三〇キロメートル毎時とすることとした。（第一条関係）

(二) その他所要の規定を整備することとした。

3 施行期日等

(一) 所要の経過措置を設けることとした。

(二) (三)を除き、この政令は、令和八年九月一日から施行することとした。

(三) 1については、公布の日から施行することとした。

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百四十八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項及び第二十二條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項本文の規定にかかわらず、交差点又はその直近に横断歩道を設ける場合であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該横断歩道等についての同項本文の規定による道路標識のうち当該各号に定めるものを設置しないことができる。

一 交差点の全ての入口又はその直近に横断歩道が設けられることとなる場合 当該交差点の出口へ進行する車両又は路面電車（次号において「車両等」という。）に対面する道路標識

二 交差点又はその手前の直近に法第四十三條前段の道路標識が設置され、当該横断歩道等の直前において車両等が一時停止すべきこととなる場合 当該車両等に対面する道路標識

第十一条中「次条第三項」を「第一号イ」に、「道路」を「道路（以下この条及び次条において「一般道路」という。）」に、「六十キロメートル毎時」を「次の各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度」に改め、同条に次の各号を加える。

一 次に掲げる一般道路 六十キロメートル毎時

イ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

ロ 自動車専用道路

ハ 道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

二 道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

二 前号に掲げる一般道路以外の一般道路 三十キロメートル毎時

第十二條第一項中「道路」を「道路（前条第二号に掲げる一般道路を除く。）を」に、「前条」を「同条」に改め、同条第三項中「高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路」を「一般道路」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年九月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) 1

改正案	現行
<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項本文の規定にかかわらず、交差点又はその直近に横断歩道等を設ける場合であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該横断歩道等についての同項本文の規定による道路標識のうち当該各号に定めるものを設置しないことができる。</p> <p>一 交差点の全ての入口又はその直近に横断歩道が設けられることとなる場合 当該交差点の出口へ進行する車両又は路面電車（次号において「車両等」という。）に対面する道路標識</p> <p>二 交差点又はその手前の直近に法第四十三条前段の道路標識が設置され、当該横断歩道等の直前において車両等が一時停止すべきこととなる場合 当該車両等に対面する道路標識</p> <p>5・6（略）</p> <p>（最高速度）</p> <p>第十一条 法第二十二條第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七條において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速度自動車国道の本線車道（第二十七條の二に規定する本線車道を除く。第一号イ及び第二十七條</p>	<p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4・5（略）</p> <p>（最高速度）</p> <p>第十一条 法第二十二條第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七條において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速度自動車国道の本線車道（第二十七條の二に規定する本線車道を除く。次条第三項及び第二十七條</p>

において同じ。)並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路(以下この条及び次条において「一般道路」という。)を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては次の各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。

一 次に掲げる一般道路 六十キロメートル毎時

イ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

ロ 自動車専用道路

ハ 道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

ニ 道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

二 前号に掲げる一般道路以外の一般道路 三十キロメートル毎時

(最高速度の特例)

第十二条 自動車(内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。)が他の車両を牽引して道路(前条第二号に掲げる一般道路を除く。)を通行する場合(牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。)の最高速度は、同条及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

条において同じ。)並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。

(新設)

(新設)

(最高速度の特例)

第十二条 自動車(内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。)が他の車両を牽引して道路を通行する場合(牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。)の最高速度は、前条及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

一 車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。以下同じ。）が二千キログラム以下の車両をその車両の車両総重量の三倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合 四十キロメートル毎時

二 前号に掲げる場合以外の場合 三十キロメートル毎時

2 (略)

3 法第三十九条第一項の緊急自動車が一般道路を通行する場合の最高速度は、前条及び前二項の規定にかかわらず、八十キロメートル毎時とする。

一 車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。以下同じ。）が二千キログラム以下の車両をその車両の車両総重量の三倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合 四十キロメートル毎時

二 前号に掲げる場合以外の場合 三十キロメートル毎時

2 (略)

3 法第三十九条第一項の緊急自動車が高速度自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、前条及び前二項の規定にかかわらず、八十キロメートル毎時とする。

○内閣府令第六十七号

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第十一条第一号二の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(自動車の通行を往復の方向別に分離する 工作物)</p> <p>第五条の六の三 令第十一条第一号二の内閣府令で定める工作物は、柵、駒止め、棒状の工作物その他の工作物で、自動車当該工作物が設置された道路の部分から右の部分にはみ出して通行することのないように設置されているものとする。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附則

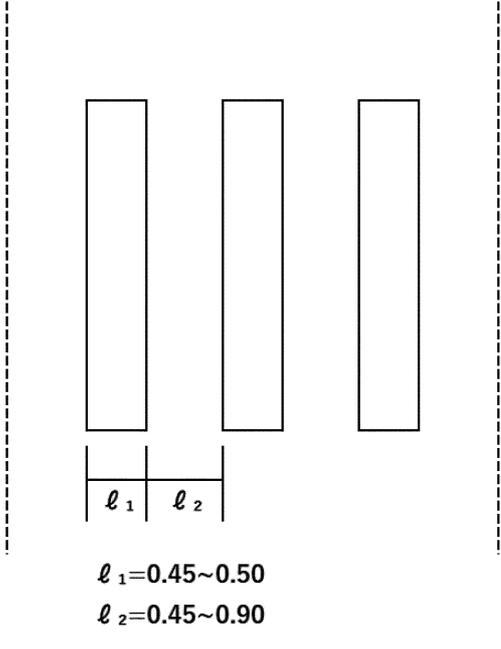
この府令は、道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第二百四十八号)の施行の日(令和八年九月一日)から施行する。

○内閣府令第四号
国土交通省令第四号

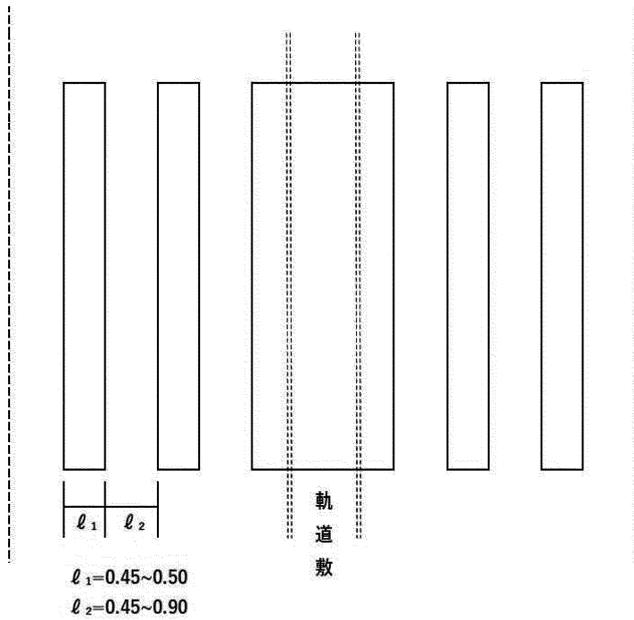
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
令和六年七月二十六日

道路標識、区画線及び道路標識に関する命令の一部を改正する命令

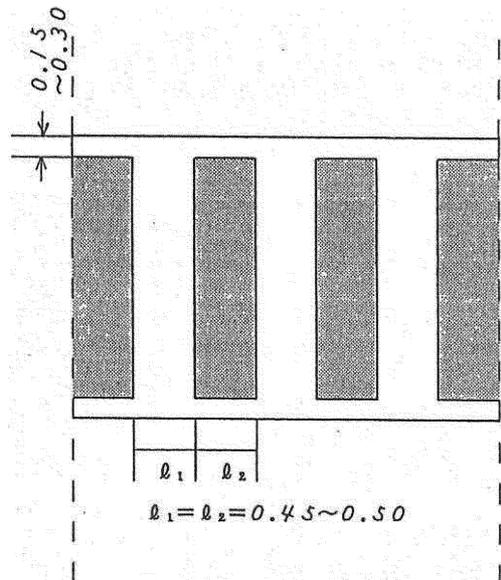
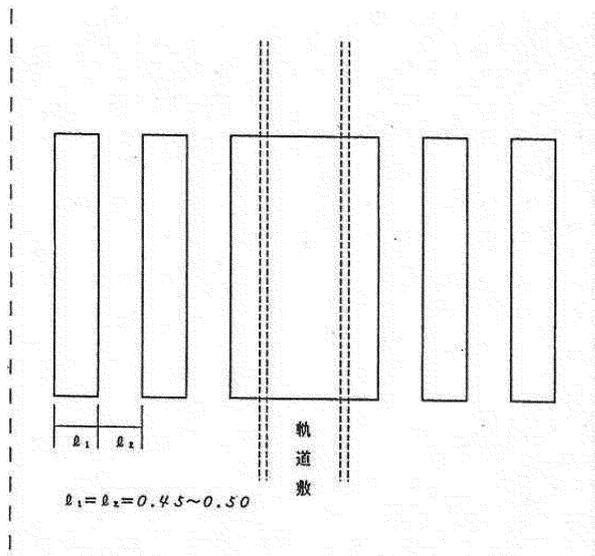
道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
 <p>$l_1=0.45\sim0.50$ $l_2=0.45\sim0.90$</p>	記号	記号	記号
	横断歩道 (201)	横断歩道 (201)	横断歩道 (201)
	色彩		色彩
<p>別表第六（第十条関係） 規制標示 指示標示 [略]</p>		<p>別表第六（第十条関係） 規制標示 指示標示 [同上]</p>	

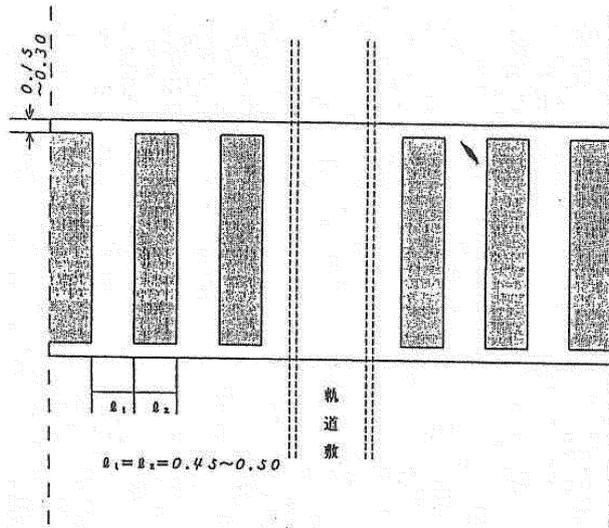
内閣総理大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

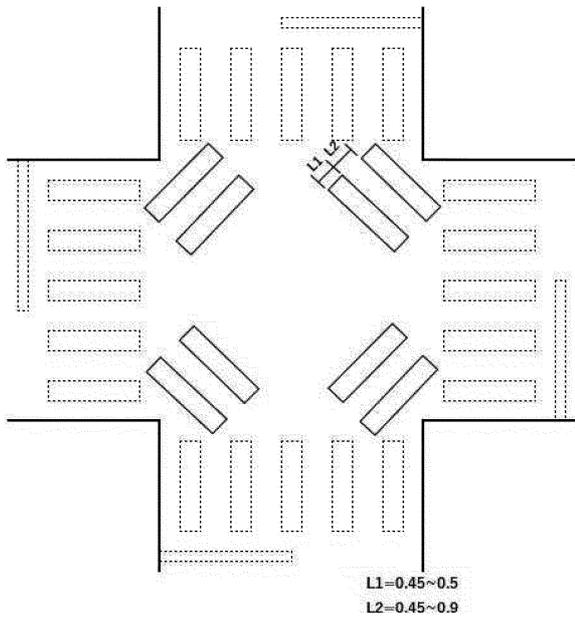


白



白





一 時間を限定して行う場合

記

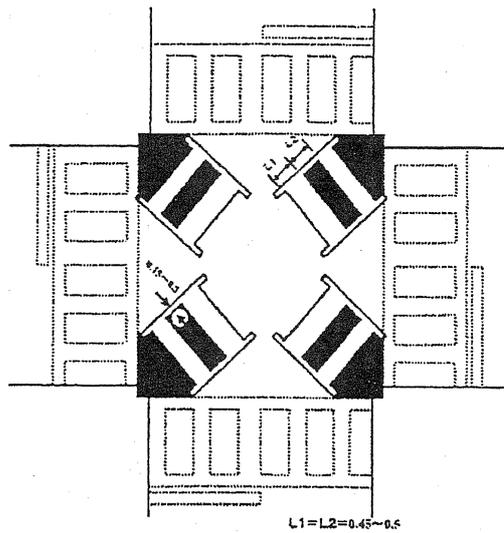
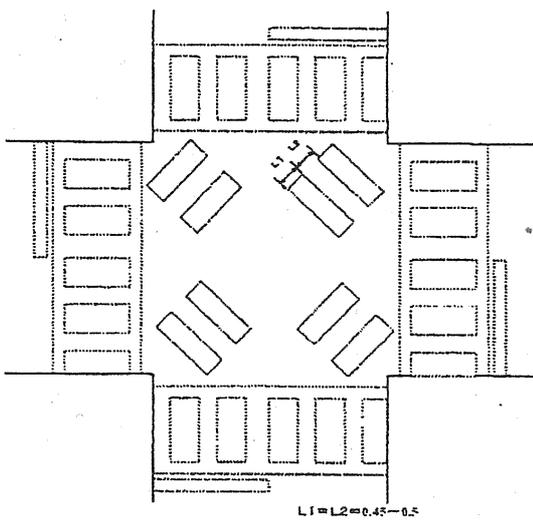
斜
め
横
断
可

(201の2)

号

色
彩

又は



一 時間を限定して行う場合

記

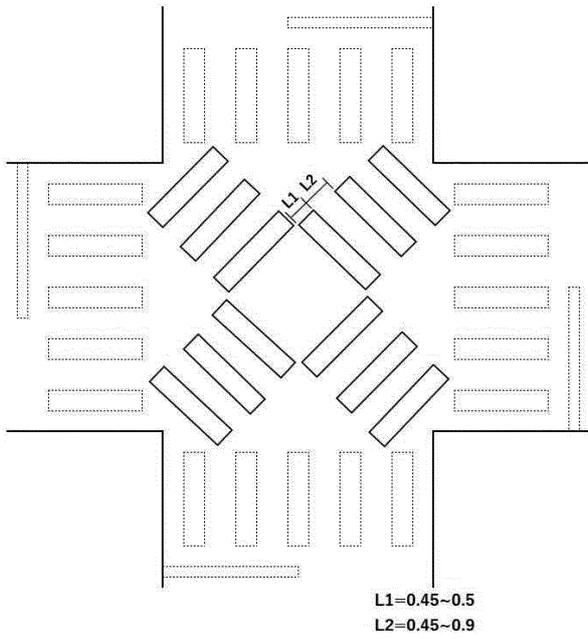
斜
め
横
断
可

(201の2)

号

色
彩

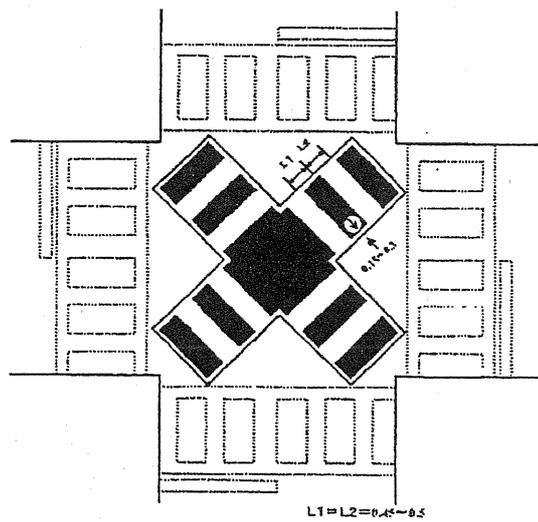
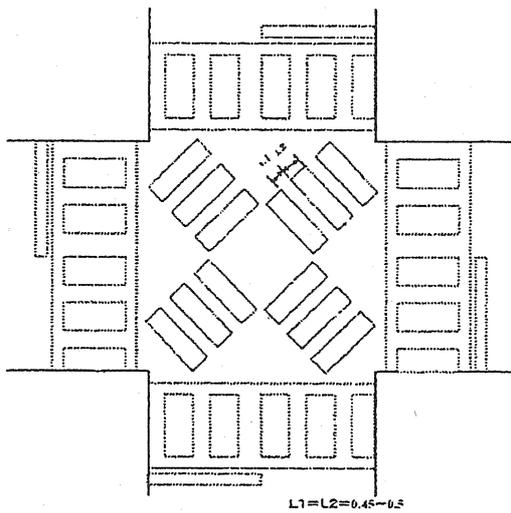
(一) 二
終日行う場合



白

(一) 二
終日行う場合

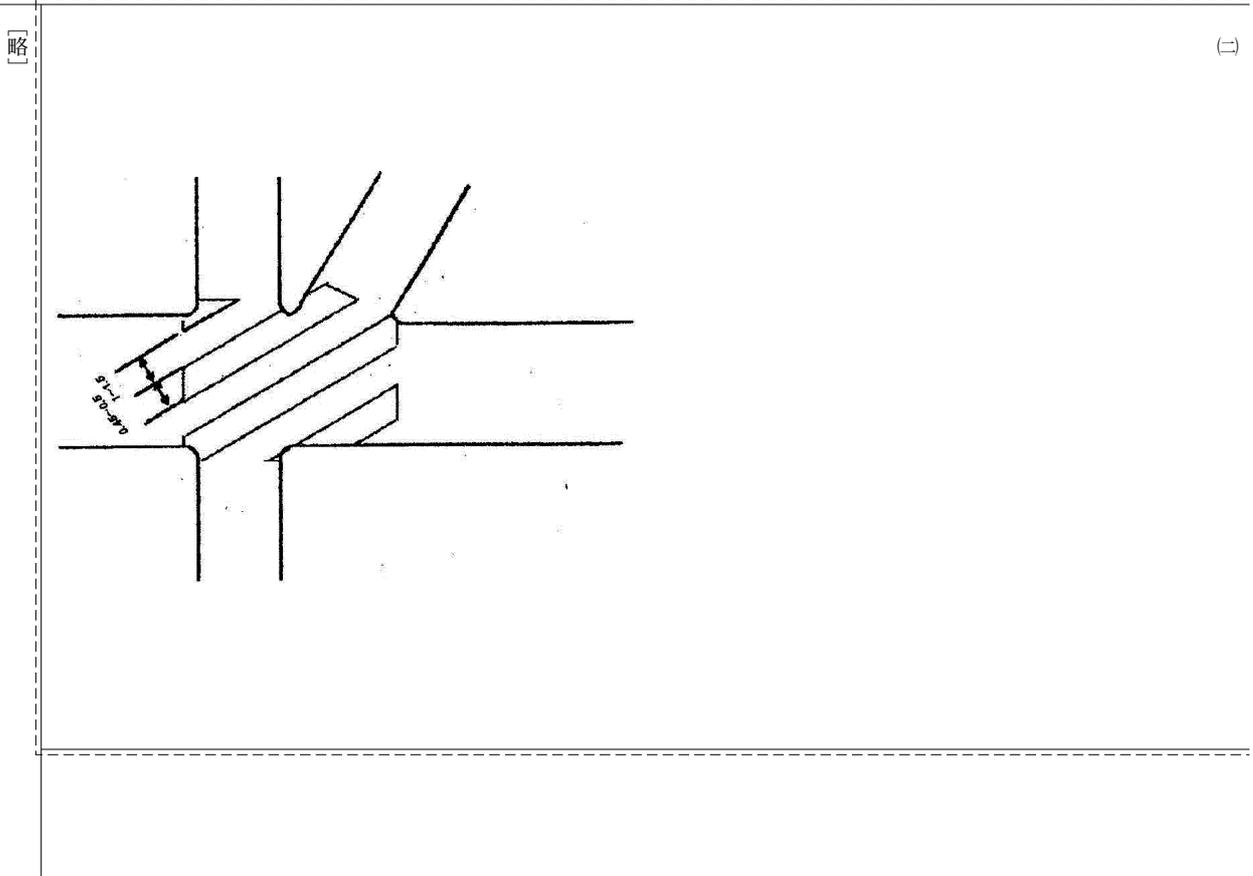
又は



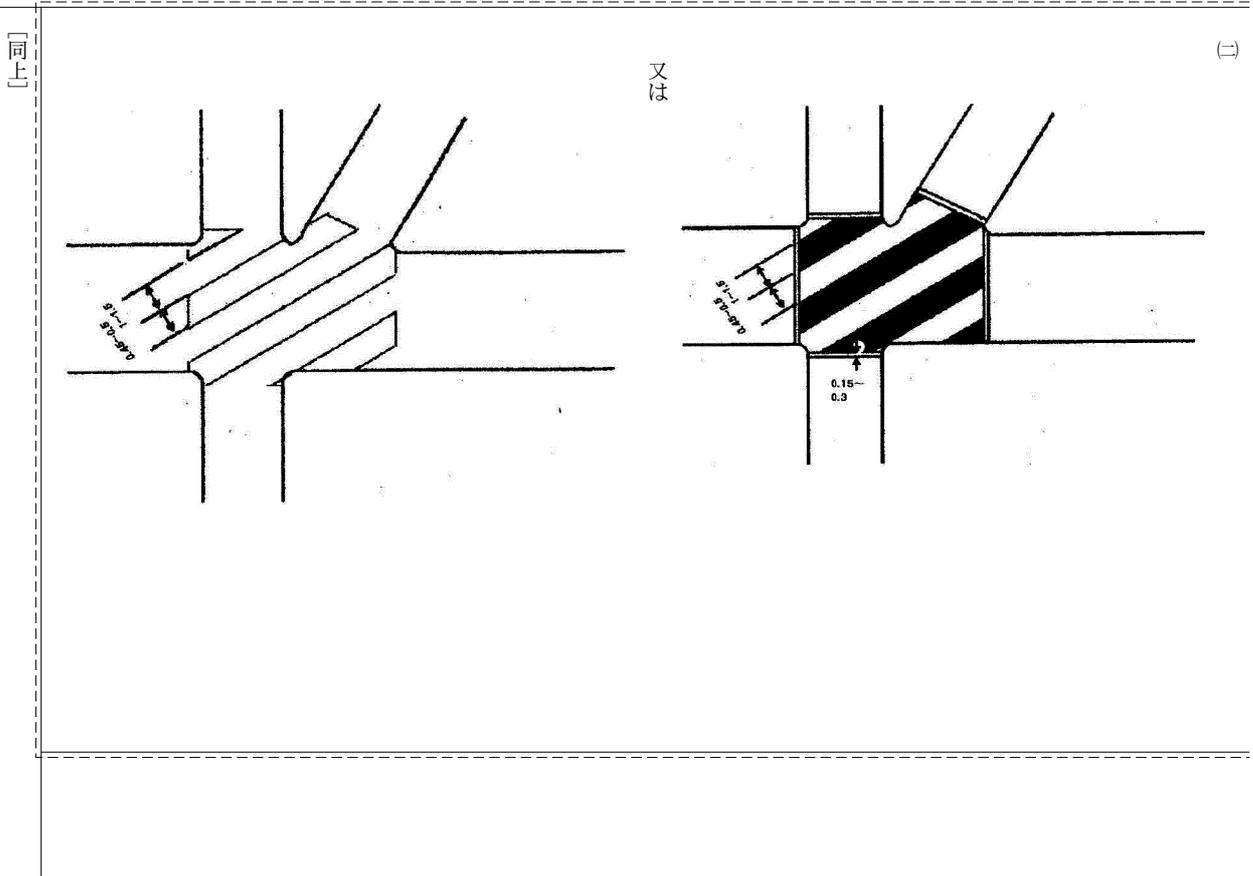
白

備考 表中「」の記載は注記である。

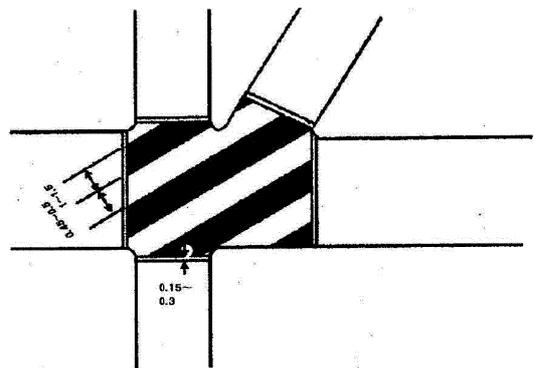
備考 [略]



備考 [同上]



又は



附 則

2 1 この命令は、公布の日から施行する。

2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標示とみなす。

<p>「斜め横断可」を表示するもの (201)の 2)</p>	<p>「斜め横断可」 (201)の 2)</p>	<p>「横断歩道」を表示するもの (201)</p>	<p>「横断歩道」 (201)</p>	<p>旧 令 の 道 路 標 示 の 種 類</p>	<p>新 令 の 道 路 標 示 の 種 類</p>
-------------------------------------	------------------------------	--------------------------------	-------------------------	----------------------------	----------------------------

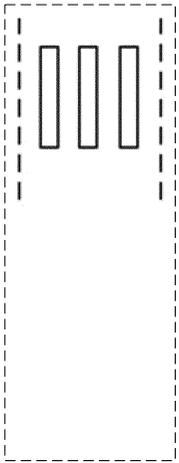
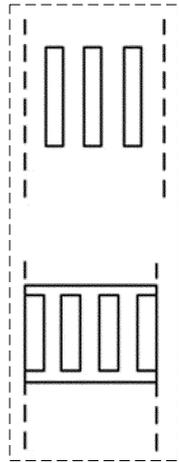
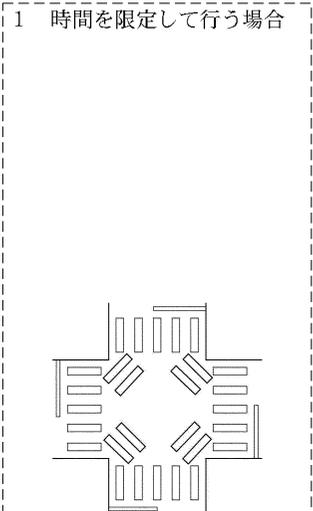
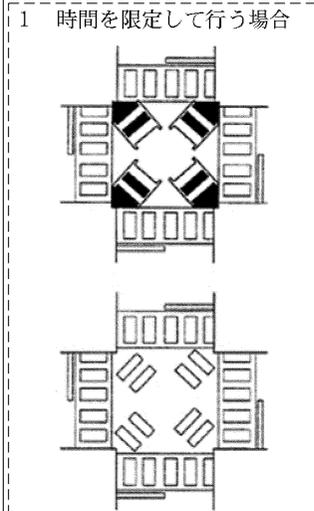
○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和六年七月二十六日

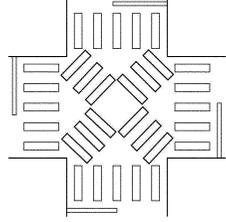
国家公安委員会委員長 松村 祥史

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

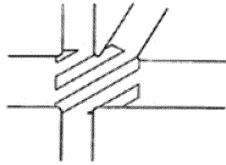
改正後				改正前			
付表3 標識・標示の種類と意味 (1) [略] (2) 標示 ア [略] イ 指示標示				付表3 標識・標示の種類と意味 (1) [同左] (2) 標示 ア [同左] イ 指示標示			
種類	番号	意味	色	種類	番号	意味	色
横断歩道 	25	横断歩道であること	記号は白	横断歩道 	25	横断歩道であること	記号は白
斜め横断可 1 時間を限定して行う場合 	26	歩行者及び遠隔操作型小型車が交差点で斜めに横断できること	同上	斜め横断可 1 時間を限定して行う場合 	26	歩行者及び遠隔操作型小型車が交差点で斜めに横断できること	同上

2 終日行う場合

(1)



(2)

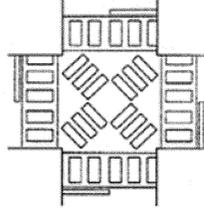
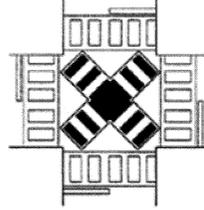


[略]

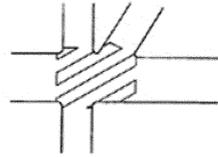
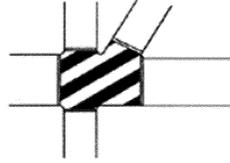
備考 [略]

2 終日行う場合

(1)



(2)



[同左]

備考 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。